

**速報版** 物品・旅客の運送などに影響があります。対応の必要性をご確認ください

## 120年ぶり商法(運送法・海商法)改正の主なポイント 公布から1年以内に施行(2019年目途)

国際化など社会・経済情勢の変化に対応しつつ、運送時の荷主や運送業者、荷受人などの関係者の利害関係を分かりやすくするため、商法が改正され、条文もひらがな表記になりました。企業では、契約書、リスク管理、業務手順などに影響が出る可能性があります。社内での確認や、必要に応じて専門家へご相談されることをお勧めします。

### 【初めに】改正の影響が及ぶ利害関係者

#### ●運送における利害関係者とは・・・



※運送取扱人…荷主からの依頼を取り次ぎ、運送手段を手配する会社。(例)総合物流業者、フォワーダー、宅配業者など。

### 1. 危険物に関する荷送人の通知義務が明文化されました！

現行

規律なし

改正後

法律上、荷送人に通知義務が課されます。  
過失がある場合、通知義務違反となります

⇒例えば、「①荷送人」が、危険物があることを知りながら、不注意により知らせず事故が発生した場合、損害賠償を請求される可能性があります。

⇒荷主としては、**当事者意識**を持って通知し、その記録を残しておくことが大切です。

任意規定

この規定は任意規定のため、商法と異なる契約内容にすることもできます。



### 2. 高価品の損害についての運送人の責任が変わります！

現行

高価品であることを知らされていない場合、賠償責任なし(免責)

改正後

運送人が賠償責任を負う場合があります  
・運送人が高価品であることを知っていた場合  
・運送人の故意や重大な過失により損害が生じた場合

⇒「①荷送人」にとっては、荷台の扉の閉め忘れなど、「②運送人」の故意・重過失による事故は損害賠償を請求できるようになります。

⇒荷主としては、高価品であることを通知し、その記録を残しておくことが大切です。

任意規定

この規定は任意規定のため、商法と異なる契約内容にすることもできます。

※この資料は法令改正情報を早期に会員企業に提供する目的で配布しております。多岐に渡る改正を全ては網羅しておらず、正確さよりも分かりやすさを優先した箇所もあります。実際の法的対応を取られる前に、最新法令をご参照のうえ、個社の状況に応じて法律の専門家にご相談されることをお勧めします。なお、本資料を利用されたことに起因、または関連して生じた損害(間接的、直接的を問わず)について、当商工会議所は一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。

### 3. 荷物の滅失・損傷に対する運送人の責任期間が1年に短縮化！

現行

5年時効(国内)

改正後

運送人が物品を滅失等した場合、荷受人が受け取ってから1年で運送人の責任は消滅します(国内外問わず)  
※国際航空貨物はモントリオール条約・ワルソー条約により2年です



⇒ 荷物の損傷・不足などの場合に「①荷送人」が「②運送人」に損害賠償を請求できる期間が短くなります。早めのご対応をお勧めします。

※荷物の損傷・不足が見つかった場合に、荷受人が運送人に通知する期限(クレーム期間)は、外航運送で3日以内(国際海上物品運送法)、内航運送で2週間以内(商法)、又は契約などで定められています。検品はお早めに！

### 4. 全部滅失でも荷受人は損害賠償請求が可能になります！

現行

請求権なし

※一部でも荷物が届かなければ請求できない

改正後

運送人が物品をすべて滅失し届かない場合も、荷受人は運送人に損害賠償を請求できます。この時、荷送人は請求権を行使できなくなります

(例)



海外企業(荷送人)



運送人



全部滅失し未到達



日本企業(荷受人)

⇒ 輸送中に荷物が全部滅失し、「①荷送人」の協力が得られない場合でも、「②運送人」に損害賠償請求できるようになります。

任意規定

この規定は任意規定のため、商法と異なる契約内容にすることもできます。

※なお、船荷証券が発行される場合は、その持ち主が損害賠償請求権を行使できます。

### 5. その他

○国内航空運送や複合運送に関する規定が新設され、商法の対象が広がります！ ※国際運送では、当事者間の合意によって日本法が準拠法として選択される場合に適用されます。契約の準拠法をご確認ください。

	陸上	海上	航空	複合(複数手段)
国内	商法	商法 ※特則有	商法(新設)	商法(新設)
国際	—	国際海上物品運送法(a)・商法	モントリオール条約(b) ワルソー条約(c) 等	左記(a)・(b)・(c)・商法(新設)

○航海に耐えうる船を用意する船主の義務が無過失責任から過失責任に変更されます。

○船舶先取特権について、対象範囲と順位が見直されます。(人命・身体障害に係る債権が上位に位置づけられました。)

○船舶・傭船・船長・海難救助などに関する規律、旅客運送に関する規律が見直されます。

○運送人の契約責任の規定が不法行為責任に準用され、損害賠償請求できる基準が統一されます。 など

### もっと詳しく知りたい方は

商工会議所等のセミナー、解説パンフレット、専門家への相談などをぜひ活用ください。

(1) 東京商工会議所のセミナー、無料法律相談等

① 商法改正の概要に関するセミナー(本部・支部) ⇒ 決定次第イベントカレンダーに随時掲載  
東商イベントカレンダー <http://event.tokyo-cci.or.jp/>

② 無料弁護士相談(本部・支部、予約制) ⇒ 個別企業のご相談を承ります  
専門相談窓口 <https://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/senmon/>

(2) 以下のウェブサイトにて条文・解説等をご確認ください

【法務省】 <http://www.moj.go.jp/>

【担当事務局】東京商工会議所 産業政策第一部 (宇山・小田・小倉・清水)

TEL: 03-3283-7630

e-mail: sansei@tokyo-cci.or.jp